

関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに
関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国
の件

令和四年三月三十一日財務省告示第九十五号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する
財務大臣が定める所得水準を第一号のとおり告示するとともに、同令第二十五条第一項、第三項及び第
五項の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項に規定する特
恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国を定めることとしたので、同令第二十五条第八項
の規定に基づき、第二号のとおり告示し、それぞれ令和四年四月一日から適用する。なお、特惠受益国
等、特惠関税の便益を与えない物品等及び特別特惠受益国を告示する件（令和三年財務省告示第九十号）
は、令和四年三月三十一日限り廃止する。

一 関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣
が定める所得水準

令第二十五条第一項第一号イに規定する財務大臣が定める所得水準は、国際復興開発銀行が公表す
る統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に該当する所得水準とし、同号ロに規定
する財務大臣が定める所得水準は、世銀統計において「中高所得国」に該当する所得水準とする。

二 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規
定する特別特惠受益国の指定

(一) 令第二十五条第一項の規定に基づき、法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等を、次のとお
り指定する。

アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、
アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキ
スタン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガー

ナ、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、北マ
ケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニ
ア、コートジボワール、コスタリカ、コンボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共
和国、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージ
ア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、セルビア、
セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タ
ジキスタン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、ツバル、トーゴ、トケラウ諸島地
域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、
ニウエ、ニカラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニ
ア、パラグアイ、パングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナフ
アソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、ペリール、ペル
ー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、
マラウイ、マリ、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モリシヤス、モリタニア、
モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、モントセラト地域、
ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレ
バノン

(二) 令第二十五条第三項第一号の規定に基づき、特惠受益国等でなくなる国及び財務大臣が定める日
は、次の表のとおりとする。

特惠受益国等でなくなる国	財務大臣が定める日
パナマ	令和四年四月一日

注 この表の第三欄において「物品」とは、同欄に掲げる九桁の統計番号（輸出統計品目表及び輸入
統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）で定める輸入統計品目表の各統
計番号をいう。）に該当する物品とする

(三) 令第二十五条第五項の規定に基づき、法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国を、次のと
おり指定する。

アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、馬拉ウイ、マリ、ミャンマー、モリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソトニ 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての